

## 地方創生 SDGs 金融と地域金融機関の課題

SDGs for Regional Revitalization Finance and the Present Issues of Regional Financial Institutions

谷地 宣亮

Nobuaki YACHI

### 要 約

本稿では、最近目にする事が多い、「地方創生 SDGs」や「地方創生 SDGs 金融」、そして「地方創生 SDGs 金融」の枠組みにおいて地域金融機関に求められている役割について整理し、地方創生 SDGs 金融における地域金融機関の課題について検討を行った。地域金融機関は、取引先事業者等に SDGs の理解や取り組みを浸透させるような対話を行うこと、対話によって得た SDGs 等に関する非財務情報を活用して事業性評価を行い、それをファイナンスやコンサルティングにつなげていくこと、これらの取り組みを進めるための人材育成と体制づくりを行うこと、さらに、地域金融機関は地域の事業者等から「選ばれる金融機関」となるために地域のステークホルダーに対して自らの取り組みをわかりやすく伝える（＝「見える化」する）こと、などが必要であることが論じられた。

キーワード：選ばれる金融機関、地方創生 SDGs 金融、地域金融機関、自律的好循環の形成

### 1. はじめに

わが国では、2014 年から「地方創生」の取り組みを進めている。また、2016 年以降、その前年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の取り組みを進めている。その中で、近年、「地方創生」と「SDGs」を組み合わせた「地方創生 SDGs」、さらには「地方創生 SDGs」と「金融」を組み合わせた「地方創生 SDGs 金融」という表現を目にする機会が多くなっている。

筆者自身は、2020 年 1 月 10 日に開催された「地方創生 SDGs 国際フォーラム 2020 地方創生の一層の推進に向けて ～自律的好循環形成に向けた官民連携～」(内閣府・地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム主催)に参加したことがきっかけとなって、より「地方創生 SDGs 金融」への関心が高まった。本稿は、今後の研究に向けて、「地方創生 SDGs」や「地方創生

SDGs 金融」が何を意味するのかを閣議決定等の文書に基づいて整理すること、そして「地方創生 SDGs 金融」の枠組みにおいて地域金融機関がどのような役割を求められ、その役割を果たすためにはどのような課題が残されているのかを検討することを主たる目的としている。

本稿の構成は以下のものである。第 2 節では、ごく簡単に SDGs について紹介する。第 3 節では、閣議決定等に基づいて政府の地方創生の取り組みと SDGs の取り組み推進について、特に、「地方創生 SDGs」の観点から整理を行う。第 4 節では、「地方創生 SDGs 金融」について整理し、その中で地域金融機関がどのような役割を果たすことを求められているのかをみる。第 5 節では、金融庁が金融行政において SDGs をどのように位置づけているのを整理し、SDGs との関わりにおいて地域金融機関にどのような取り組みを求めているのかをみる。第 6 節では、「地方創生 SDGs 金融調査・研究会」による地域金融機関アンケート調査の内容を紹介する。そして、第 7 節では、地方創生 SDGs 金融との関わりにおける地域金融機関の課題について述べて本稿を結ぶ。

## 2. SDGs とは

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」<sup>1</sup> は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」という)<sup>2</sup> に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。SDGs は、17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本でもこれに積極的に取り組んでいる<sup>3</sup>。

図 1 は、SDGs の 17 の目標を示したものである。17 の目標は、「貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして 地球環

---

1 本稿は SDGs そのものを議論するものではないため、必要最低限の説明にとどめる。SDGs については、たとえば、足達・村上・橋爪 [2018]、慶応義塾大学 SFC 研究所 × SDG・ラボ編 [2019]、蟹江 [2020] などを参照されたい。また、脚注 2 も参照。

ところで、「持続可能な開発目標」については、たとえば、蟹江 [2020] のように、「日本語では『持続可能な開発目標』と訳されることが多いが、筆者自身は、『持続可能な成長目標』とか、『持続可能な発展目標』と訳したほうが、日本人には受け入れられやすいのではないかと考えている。」(pp. 1-2) という意見があるが、本稿ではその点には立ち入らず、「持続可能な開発目標」と記載する。

2 外務省 (仮訳)「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

なお、本稿における図や脚注に記載された URL の最終閲覧日は 2020 年 11 月 13 日である (都度、記載はしない)。

3 本段落は外務省「JAPAN SDGs Action Platform」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>) によっている。

図1 SDGsの17目標

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出所) 国際連合広報センター ([https://www.unic.or.jp/files/sdg\\_poster\\_ja.pdf](https://www.unic.or.jp/files/sdg_poster_ja.pdf)).

境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示したものである<sup>4</sup>。「SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている」<sup>5</sup>。

たとえば、図1のアイコンで「働きがいも経済成長も」とされている目標8は、「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」である。目標8を達成するためのターゲットとして「8.1

各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。」、「8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。」、「8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。」、「8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。」などが掲げられている<sup>6</sup>。

4 外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikei/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikei/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf)), p. 2.

5 脚注4に同じ。

6 外務省(仮訳)「2030アジェンダ」pp. 19-20。蟹江[2020]には、「SDGsとターゲット新訳」制作委員会による「SDGsとターゲット新訳」が掲載されている(pp. 262-281)が、本稿では、前掲脚注2に

先に、SDGs は 2030 年までの目標であると述べたが、ターゲットの中には、2030 年を待たずに達成することを目標にしているものもある。

### 3. 地方創生 SDGs

わが国では、2014 年から地方創生の取り組みを進めている。近年、「地方創生」と「SDGs」を結びつけた「SDGs を原動力とする地方創生」や「地方創生 SDGs」、さらには「地方創生」と「SDGs」と「金融」を結びつけた「地方創生 SDGs 金融」などの表現を目にすることが多くなった。そこで、本節では、政府の地方創生の取り組みと SDGs 推進の取り組みについて、特に、地方創生と SDGs の関係に焦点を絞って整理していく。「地方創生 SDGs 金融」については次節で述べる。

#### (1) 地方創生と SDGs

2014 年 9 月、政府は、地方創生の取り組みを推進するため、内閣総理大臣を本部長、地方創生担当大臣と内閣官房長官を副本部長、そして他のすべての国務大臣を本部員とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置した<sup>7</sup>。ここで、地方創生とは、「人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生」することである<sup>8</sup>。

2014 年 12 月には「日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）』と長期ビジョンを「実現するため、今後 5 か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する『まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）』」が閣議決定された<sup>9</sup>。ここでいう「今後 5 年」は、2015 年度から 2019 年度を指す。総合戦略の公表時期からわかるとおり、もちろんここには SDGs なる概念は登場しない。

2015 年 9 月の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みをわが国において推進するため、2016 年 5 月、政府は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官と外務大臣を副本部長、そして他のすべての国務大臣を本部員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（以下、「SDGs 推進本部」という）を設置した<sup>10</sup>。

---

記載した外務省（仮訳）を用いる。

7 閣議決定 [2014]. まち・ひと・しごと創生本部は、2014 年 9 月 3 日の閣議決定に基づいて設置されたのち、同年 12 月 2 日からは「まち・ひと・しごと創生法」を設置根拠として地方創生に取り組んでいる（まち・ひと・しごと創生本部「関係法令・閣議決定等」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/>)).

8 閣議決定 [2014].

9 2014 年 12 月 27 日、石破地方創生担当大臣（当時）のコメント「地方から日本を創生する『長期ビジョン』『総合戦略』の閣議決定を受けて」（まち・ひと・しごと創生本部「『長期ビジョン』『総合戦略』の閣議決定に伴う石破大臣のコメント」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/h26-12-27.html>)).

10 閣議決定 [2016a].

SDGs 推進本部は、2016 年 12 月、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」(p. 4) ことをビジョンとする「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(以下、「実施指針」という)を公表した。また、SDGs 推進本部は、政府が SDGs の達成を目指して取り組む内容をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に公表している<sup>11</sup>。

総合戦略においてはじめて SDGs に言及したのは、2016 年 12 月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2016 改訂版)」である。しかし、ここでは「温室効果ガスの排出を削減する地域づくり」に関わる「施策の概要」において SDGs について触れられているだけである (p. 87)。

2017 年 6 月 9 日に実施された、SDGs 推進本部の第 3 回会合において、本部長である安倍総理大臣 (当時) から、「地方での SDGs の推進です。これは、まさに地方創生の実現にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs 達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討・実施していくようお願いします」との指示がだされた<sup>12</sup>。ここで、地方創生に資するものとして SDGs が位置づけられた。

総理大臣から指示がだされた日の閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」には、「各分野の施策の推進」の中に「地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の推進」が掲げられている (p. 25)。

総理大臣の意向を受け、2017 年 12 月の「SDGs アクションプラン 2018」において、日本の「SDGs モデル」の方向性の 1 つに「SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」が掲げられ、「SDGs を原動力とする地方創生」に取り組んでいくことが示された (p. 3)。

2017 年 12 月に公表された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2017 改訂版)」では、「基本的な考え方」の「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定と改訂」について述べた箇所で、「生産性革命、人づくり革命等との政策間連携」とともに「持続可能な開発目標 (SDGs) の達成」に向けた取り組みを推進することが示された (p. 10)。「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標 (SDGs) の主流化を図り、SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とし (p. 11)、地方創生の推進において SDGs の主流化を図ることが示された。

その後の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」(2018 年 6 月)では「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」<sup>13</sup>、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」(2019 年 6 月)や「拡大

---

11 これまで、「SDGs アクションプラン 2018」(2017 年 12 月)、「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」(2018 年 6 月)、「SDGs アクションプラン 2019」(2018 年 12 月)、「拡大版 SDGs アクションプラン 2019」(2019 年 6 月)、「SDGs アクションプラン 2020」(2019 年 12 月)が公表されている。

12 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部「第 3 回の議事概要」に掲載された「総理発言全文」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai3/zenbun.pdf>)より。

13 「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」は、「さまざまな地域課題に直面している自治体と、課

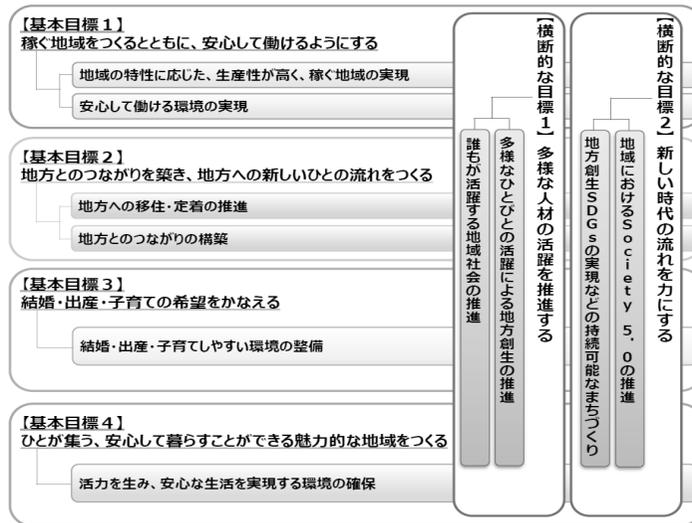
版 SDGs アクションプラン 2019」(2019年6月)では、「地方創生 SDGs」や次節で詳述する「地方創生 SDGs 金融」「地方創生 SDGs 金融」といった言葉が用いられている。

(2) 第2期総合戦略と改訂版指針

2019年12月20日には、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」(以下、「第2期総合戦略」という)が閣議決定された。また、同日、SDGs推進本部から実施指針を改訂した「SDGs実施指針改訂版」(以下、「改訂版指針」という)と「SDGsアクションプラン2020」(以下、「AP2020」という)が公表された。

まず、第2期総合戦略である。これは、2015年度から2019年度を対象とした総合戦略を引き継ぐものであり、2020年度から2024年度の5か年(第2期)に地方創生の動きをさらに加速させようとするものである(p.1)。また、第2期総合戦略に掲げられた基本目標や政策パッケージ・個別政策についての対応方向を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(以下、「基本方針2020」という)が、2020年7月17日に閣議決定された<sup>14</sup>。以下、地方創生

図2 第2期総合戦略における目標



(出所) 閣議決定 [2019b], p. 23.

題解決のためのノウハウ、技術、資本、ネットワーク等を有する民間企業・団体等とのマッチングを進め、官民連携による事業の促進につなげていく」ための仕組みである(遠藤[2020] p. 29)。2020年10月末時点の会員数は、1号会員(都道府県、市区町村)が807団体、2号会員(関係省庁)が13団体、3号会員(民間団体等)が2,618団体である(内閣府地方創生推進事務局「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」(<https://future-city.go.jp/platform/>))。

14 内閣官房・内閣府総合サイト「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』『総合戦略』『基本方針』」([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/mahishi\\_index.html#an3](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/mahishi_index.html#an3))による。

SDGs が第 2 期総合戦略や基本方針 2020 においてどのように位置づけられているのかとの関心にしたがって、これらの内容をみていこう。

第 2 期総合戦略は、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目指すものである (p. 23)。そのために、図 2 に示されているように、4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標が定められた。

ここで、横断的な目標 2 の「新しい時代の流れを力にする」に記載された「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」についてみる。第 2 期総合戦略は、「主な施策の方向性」として「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」をあげ、「持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGs を原動力とした地方創生を推進する。」としている (p. 78)。

第 2 期総合戦略の中でも「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」のための取り組みは述べられているが、ここでは、より具体的な形で政策が示されている基本方針 2020 によって、その内容をみよう。

具体的な取り組みとして、(1) 地方創生 SDGs の展開、(2) 地方創生 SDGs 金融や地域における ESG 金融<sup>15</sup>の推進、(3) 中小企業等の地方創生 SDGs 経営等による地域・社会課題の解決、などが取りあげられている (pp. 63-65)。

(1) 地方創生 SDGs の展開では、SDGs を原動力とした地方創生の推進に向けて「SDGs 未来都市」<sup>16</sup>の拡充などモデル事例を形成する、地方創生 SDGs 登録・認証等のガイドラインに準拠した取り組みを推進する、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」会員等による官民連携の取り組み事例を周知し、地方創生 SDGs の取り組みへの民間の参画を促進する、ことが示されている (p. 64)。

(2) 地方創生 SDGs 金融や地域における ESG 金融の推進では、「地方創生 SDGs 金融」を通じた自律的好循環の形成に向けて、登録・認証等制度のガイドラインの作成、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設などを行う、「地方創生 SDGs 銘柄」の構築を促して、持続可能

15 ESG 金融とは、財務情報によるだけでなく、長期的な視点を重視して、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の要素を考慮した投融資のことである。たとえば、赤川 [2020]、蟹江 [2020]、日本銀行金融機構局金融高度化センター [2020] を参照。

環境省 ESG 金融懇談会 [2018] は、ESG 金融は直接金融から先行して広がってきたが、持続可能な社会・経済づくりのためには間接金融においても取り組みを推進する必要があるという (p. 2)。そして、「地域金融機関には、地域の特性に応じた ESG 要素に考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援 (ESG 地域金融) が期待される」としている (p. 8)。

16 内閣府地方創生推進室 [2020] によると、内閣府は、「地方創生分野における日本の『SDGs モデル』の構築に向け、……自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する都市を『SDGs 未来都市』として選定」している (p. 21)。選定されたのは、2018 年度は 29 都市、2019 年度は 31 都市、2020 年度は 33 都市である (pp. 25-29)。

な経営の浸透，企業価値の向上を図り，各企業の取り組みを加速化させる，企業の情報開示や機関投資家等との対話を促進するとともに，地域において社会・経済に寄与する ESG 投融資を拡大させて，地方創生の深化につなげる，地域金融機関の取り組みやコミットを支援するとともに，「ESG 地域金融実践ガイド」の改訂等を行う，ことなどが示されている (p. 64)。

(3) 中小企業等の地方創生 SDGs 経営等による地域・社会課題の解決では，地域内外の中小企業等が連携しつつ，地方創生 SDGs 経営の観点を含めたビジネスの手法を適用して，効率的・効果的に社会的課題を解決する取り組みを支援する，各省庁や地方公共団体と連携し，中小企業等への地方創生 SDGs 経営を普及促進する，ことなどが示されている (p. 64)。

次に，改訂版指針と AP2020 である。地方創生 SDGs がこれらにおいてどのように位置づけられているのかとの関心にしたがって，内容をみていこう。

改訂版指針の「ビジョン」の中で，「日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提として，引き続き，世界のロールモデルとなり，世界に日本の『SDGs モデル』を発信しつつ，国内実施，国際協力の両面において，世界を，誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し，2030 年までに，国内外において SDGs を達成することを目指す。」としている (p. 4)。

改訂版指針は，日本の「SDGs モデル」を確立するための取り組みの柱として，8 つの分野の優先課題を掲げるとともに，これらの優先課題を 2030 アジェンダに掲げられた 5 つの P と対応させて示している (pp. 4-5)。

(People 人間)

- 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 2 健康・長寿の達成

(Prosperity 繁栄)

- 3 成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

(Planet 地球)

- 5 省・再生可能エネルギー，防災・気候変動対策，循環型社会
- 6 生物多様性，森林，海洋等の環境の保全

(Peace 平和)

- 7 平和と安全・安心社会の実現

(Partnership パートナーシップ)

- 8 SDGs 実施推進の体制と手段

そして，これらの優先課題に関して推進される具体的な施策については，別途作成されるアクションプランに基づいて，SDGs を原動力とした地方創生などを柱とする日本の「SDGs モデル」を推進していくとしている (p. 5)。

改訂版指針の下で「今後の 10 年を 2030 年の目標達成に向けた『行動の 10 年』とすべく，

2020年に実施する政府の具体的な取組」を示したのがAP2020である(p. 1).

AP2020は、(1) ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する『Society5.0』<sup>17</sup>の推進～、(2) SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、(3) SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント、という3本柱を中核とする日本の「SDGsモデル」の展開を加速化していくとしている(p. 1).

2本目の柱に関わって、「地方創生の推進」「強靱なまちづくり」「循環共生型社会の構築」を進めるとしている(p. 1)。「地方創生の推進」については、「SDGs未来都市」や「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じた民間参画の促進、「地方創生SDGs金融」を通じた「自律的好循環」の形成に向けた取り組みの推進を行うとしている(p. 1).

改訂版指針の8つの分野のうち「3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」に関わる具体的な取組みとしてAP2020に掲げられたものの中から2つを取りあげる。

1つは、「地方創生SDGsの推進」である(p. 2)。具体的には、(1) 地方公共団体におけるSDGsの普及促進活動の展開やモデル事例の形成への資金的援助を継続する、(2) 地域課題の解決に向けた「自律的好循環」を形成するために民間企業や金融機関などとの連携を進める、(3) 地方創生SDGsに取り組む地域事業者等を対象にした登録・認証制度を展開する、(4) 地域金融機関等への表彰制度を構築する、(5) 様々なステークホルダーによる事業の取り組みに対する評価手法等の構築を目指す、としている(p. 13).

もう1つは、「地域金融機関による顧客との『共通価値の創造』の促進」である(p. 13)。ここでは、「地域金融機関が、地域企業の経営課題の解決に向けたアドバイスとファイナンスを提供し、地域企業の生産性を向上させ、結果として金融機関自身も継続的な経営基盤を確保するといった、『共通価値の創造』を促進」する、としている(p. 13).

### (3) 小括

本節では、当初は地方創生の取り組みとSDGs推進の取り組みは別のものとしてスタートしたが、現在、わが国政府は、SDGsを地方創生の原動力として位置づけていることを確認した。そして、その文脈の中で、金融が果たす役割に期待が寄せられ、地方創生SDGs金融という概念が登場していることを確認した。

---

17 内閣府によると、「Society5.0」とは、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」のことであり、「狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの」である（内閣府「Society5.0」([https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)))。

## 4. 地方創生 SDGs 金融

前節でみたように、政府は SDGs を原動力とした地方創生を推進する中で金融（機関）が果たす役割に期待を寄せている。本節では、「地方創生に向けた地域の社会的課題解決に資するビジネスに一層の民間資金が充当され、地域経済の活性化を含む持続可能なまちづくりの実現等のため、地域の社会課題の解決に向けた SDGs・ESG 金融のあり方について、調査及び検討を行う」<sup>18</sup> ために設置された「地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会」が 2019 年 3 月に公表した報告書「地方創生に向けた SDGs 金融の推進のための基本的な考え方」（以下、「報告書」という）によって、「地方創生 SDGs 金融」についてみていこう<sup>19</sup>。

### (1) 定義

報告書は、SDGs を原動力とした地方創生の取り組みを「地方創生 SDGs」と呼ぶとともに (p. 5)、「持続可能な社会への変革に向けて、SDGs 達成に取り組む企業の非財務的価値や ESG 要素等も評価し、金融市場からの資金流入等を通じて成長を支援することを」、「仮に」ではあるが、「SDGs 金融」と呼んでいる (p. 6)。そして、「SDGs 金融による資金の流れを、SDGs の達成を目指す地域事業者や地域経済に還流させることができれば、地域における SDGs 達成に向けた取組を加速させ、より一層の地方創生に繋がることを期待される」として、このような資金の流れを「地方創生 SDGs 金融」と定義している (p. 6)。

### (2) 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成

図 3 は、地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環形成の全体像を示したものである。報告書によると、この枠組みが目指すのは、地域事業者が SDGs を活用した地域の課題解決に取り組むこと、そして地域金融機関がその事業者を支援することによって、地域の既存事業の維持・発展や新たな事業機会の創出などの形で地域経済が活性化し、事業から生み出されたキャッシュフローが地域に再投資される「自律的好循環」を形成することである (p. 6)。

自律的好循環の達成に向けて主なステークホルダーが期待される役割は以下のものである。

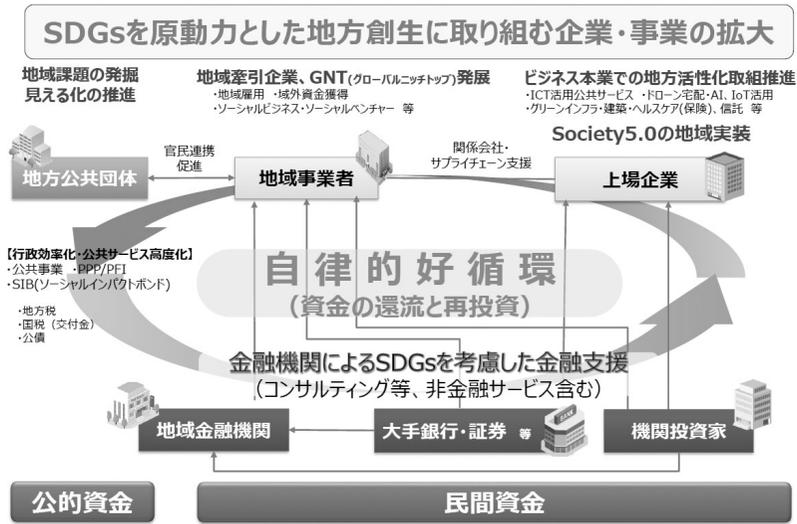
地方公共団体は、地域における SDGs 達成のビジョンを描くこと、そしてビジョン実現に向けて多様なステークホルダーの連携を促進するためのハブとして機能しながら、地域の課題を解決する事業を推進する中心的役割を担うことが期待されている (p. 16)。

地域事業者は、「地域における SDGs 達成に向けた事業活動を通じて、地域課題解決を図りな

18 内閣府地方創生推進事務局「地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会」([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs\\_kinyu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu.html)) より。

19 「地方創生 SDGs 金融」にスポットを当てたものとして、たとえば、村上 [2019]、赤川 [2020]、中村 [2020] などがある。本節の執筆において、これらから多くの示唆を得た。

図3 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環形成の全体像



(出所) 地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会 [2019], p. 7.

から新たなキャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資することにより、企業・事業の成長と地域課題の解決を同時に推進する自律的好循環を生み出す役割が期待」されている (p. 17)。さらに、「企業が事業性と社会性を両立させつつ、民間の力を活用して地域の課題解決に取り組む社会的事業（ソーシャルビジネス）やCSV（Creating Shared Value：共有価値の創造）の概念に基づく事業活動」もまた、「地方創生において重要な役割を担う」ものとして期待されている (p. 17)。上場企業等は、地域事業者とのサプライチェーンを通じた連携、地方公共団体との連携強化を通じて、地域におけるSDGs達成に向けた事業活動を推進するとともに、得られたノウハウや事業等を国内外に展開することが期待されている (p. 17)。

地域金融機関は、「地域の全ての産業セクターと横断的に関わることができる立場を活かし、地域におけるSDGs達成に取り組む企業へのアドバイスやファイナンスを通じて、新たな事業の創造や現状の事業の維持・拡大を後押しし、企業・事業の成長と地域課題解決の推進の自律的好循環を支える役割を担う」ことが期待されている (p. 17)。「特に、SDGsに貢献しうる優れた技術・ノウハウ等を有する地域事業者や、長年にわたって地域経済・社会に正のインパクトをもたらしている地域事業者に対しては、地域金融機関が積極的に支援（コンサルティング等の非金融サービス含む）することで新たな事業の創造や現状の事業の維持・拡大に貢献することが期待され」ている (p. 17)。

また地域金融機関は、リレーションシップ・バンキング（地域密着型金融）の取り組みを通じて「企業との間に構築された長期的な信頼関係や、蓄積してきた企業の非財務情報等を活かし、企業との対話を通じて、企業がSDGsに積極的に取り組むよう促していく役割を担う」こと、「地方公共団体等との連携により、地域におけるSDGs達成に取り組む事業や企業の発掘・育成

に取り組むこと」も期待されている (pp. 17-18).

さらに、地域金融機関は、「機関投資家等との連携により、投融資の一層の高度化・効率化を図り、SDGs 金融の資金が地域の事業や企業に流れるように取り組むことが期待され」ている (p. 18).

地域金融機関との関係が深い大手銀行や証券会社は、SDGs 金融に関する知見を地域金融機関と共有し、「地域金融機関のキャパシティビルディングや行動変容等に貢献する」ことを期待されている (p. 18).

### (3) 地方創生 SDGs 金融フレームワーク

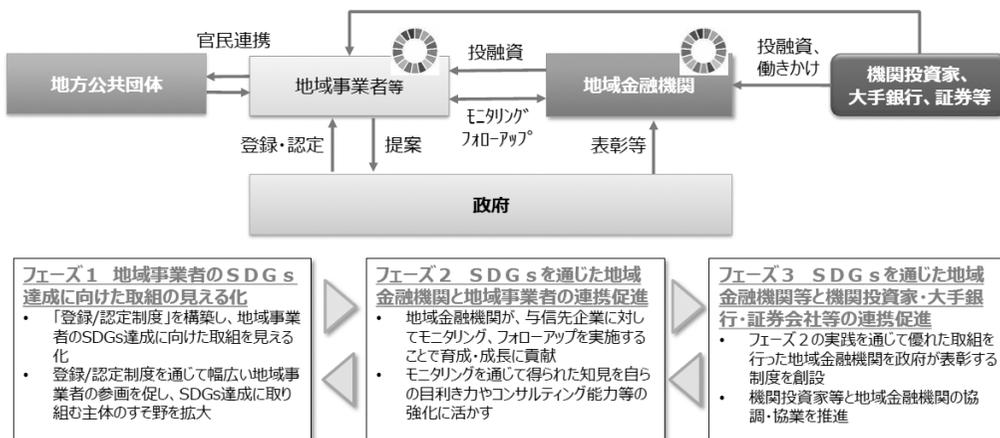
図4は、「地方創生 SDGs 金融フレームワーク」と地域事業者や地域金融機関などのステークホルダーが連携するための3つのフェーズを示したものである。報告書は、地域事業者や地域金融機関等が連携するフレームワークを構築し、それに基づいて連携を段階的に発展させていくことが地方創生 SDGs 金融を実現するために望ましいとしている (p. 20).

フェーズ1は、「地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化」である (pp. 20-21). SDGsに取り組む企業を「見える化」するために、政府・地方公共団体が地域事業者の「登録/認定制度」を設ける。これによって、企業のSDGsへの取り組み意欲を高め、地域におけるSDGs達成に取り組む企業の裾野を拡大しようとする。

フェーズ2は、「SDGsを通じた地域金融機関と地域事業者の連携促進」である (pp. 21-22). 地域金融機関が与信先企業に対し積極的にモニタリングやフォローアップを実施することによって、地域企業等々の育成・成長に貢献することができるとともに、地域金融機関の目利き力やコンサルティング能力の強化につながる。

フェーズ3は、「SDGsを通じた地域金融機関等と機関投資家・大手銀行・証券会社等の連携

図4 地方創生 SDGs 金融フレームワーク



(出所) 地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会 [2019], p. 20.

促進」である (p. 23)。SDGs 金融の推進に向けて優れた取り組みを行った地域金融機関を、政府が表彰する制度を設ける。表彰された地域金融機関は、機関投資家等からの投融資機会の拡大や企業価値の向上が期待できる。

報告書は、これら 3 つのフェーズについて、「段階的に進むだけでなく、必要に応じて同時並行に進めることが望ましい」としている (p. 20)。

#### (4) 小括

本節では、地方創生 SDGs 金融の枠組みにおいて「自律的好循環」を形成し、それを支えるために地域金融機関が求められている役割は、(1) SDGs 達成に取り組んでいる企業へのアドバイスやファイナンスを実施して、新事業の創造や既存の事業の維持・拡大を後押しすること、(2) リレーションシップ・バンキング (地域密着型金融) の取り組みを通じて、取引先企業に SDGs に取り組むよう促すこと、(3) 地方公共団体等と連携して SDGs 達成に取り組む事業や企業を発掘し育成すること、(4) 機関投資家等との連携によって、投融資の一層の高度化・効率化を図って、SDGs 金融の資金が地域の事業や企業に流れるように取り組むこと、などであることが確認された。

## 5. 金融庁による SDGs の位置づけ

金融庁は、2018 年 6 月、2018 年 12 月そして 2020 年 1 月の 3 回にわたって「金融行政と SDGs」を公表している。本節では、まず、その最新版によって、金融庁が SDGs をどのように捉え、SDGs との関わりにおいて地域金融機関にどのような取り組みを求めているのかをみることにする。

金融庁は、SDGs は「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大を目指すという金融行政の目標にも合致するもの」であるとして、その推進に積極的に取り組むとしている (p. 2)。ただし、「SDGs は、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであり、「金融庁としては、SDGs や ESG 金融の動きが、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性」だと考えている (p. 2)。

地域金融機関は「持続可能なビジネスモデルの構築に向けた組織的・継続的な取組みが必要とされている」中で、金融庁は地域金融機関に対し「事業性評価に基づく融資や本業支援の取組みなど」を促進するよう求めていくとしている (p. 11)。このような取り組みを通じて、地域金融機関は「安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献すること」、すなわち共通価値を創造することが求められているのである (p. 12)。金融庁は、「共通価値の創造」に向けた取り組みは「SDGs の考え方と軌を一にするもの」であるとしたうえで (p. 11)、地域金融機関が「共通価

値の創造」に向けた取り組みを行うには、「地域金融機関の経営者は確固たる経営理念を確立し、その実現に向けた経営戦略の策定とその着実な実行、PDCA の実践を図ることが重要」であると指摘している (p. 12).

次に、金融庁が 2020 年 3 月に公表した「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点 (コア・イシュー) ~ 『形式』 から 『実質』 への変革 ~」(以下、「コア・イシュー」という) の内容を、本稿の関心にしながらみよう。

金融庁はコア・イシューにおいて、地域金融機関<sup>20</sup>は「地域経済を支える重要な役割を果たす一方で、経営環境が悪化する中、「持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保するとともに、地域における金融仲介機能を継続的に発揮していくことが、一層重要となっている」ことを指摘する (p. 3). そしてこのためには、「経営トップや取締役会等が、自行の経営理念を改めて見つめ直すとともに、実効的なガバナンスに基づき、自行を取り巻く経営環境を的確に分析し、経営戦略を策定・実践すること、一層重要となっている」としている (p. 3).

コア・イシューは 8 つの論点をあげているが、そのいくつかをみていこう。

主要論点 1 は、地域金融機関の経営理念である。経営理念は、「責務 (ミッション)」「価値観 (バリュー)」「目標 (ビジョン)」といった側面をもつものである。自らの経営理念がどのように機能しているかを問うことが必要であると指摘している (p. 4).

主要論点 2 は、地域社会との関係である。経営理念を踏まえて地域とどのように関わりをもっていこうとしているのかを明確にすることが必要だと指摘している (p. 5).

主要論点 5 と 6 は、経営戦略の策定・実践である。経営理念を実現するための戦略を策定し、それを実践していくことが必要であると指摘している (pp. 6-7).

主要論点 7 と 8 は、他機関との連携と人材育成である。経営理念の実現するためには自前の人材育成が大切であるが、必要に応じて他機関との連携することが必要であると指摘している (pp. 7-8).

以上をまとめよう。金融庁は、地域金融機関に対して、事業性評価に基づく融資や本業支援などの取り組みを通じた共通価値の創造を求めている。共通価値の創造のための取り組みは SDGs の考え方と軌を一にするものであるとともに、SDGs は金融行政の目標にも合致するとしている。そして地域金融機関が共通価値の創造に向けた取り組みを行うためには、経営理念の確立、経営理念を踏まえた地域との関わり方の明確化、経営理念の実現に向けた経営戦略の策定・実践、経営理念に沿った人材育成と他機関との連携が必要であることを指摘している。

---

20 コア・イシューでは、「地域銀行」となっている。しかし、「本文書は、地域銀行を対象とするものであるが、協同組織金融機関においても、その特性 (相互扶助の理念等) を踏まえて、必要に応じて、自らの経営やガバナンスを振り返るに当たって活用されたい」(p. 3) と記載している。本稿では「地域銀行」を地域銀行と協同組織金融機関を含む「地域金融機関」と読み替えている。

## 6. 地域金融機関の取り組み

内閣府に設置された「地方創生 SDGs 金融調査・研究会」<sup>21</sup> は、2019 年 11 月に「地方創生 SDGs 金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて」を公表した。本節では、それに付された「参考資料：ニーズ調査結果」（以下、「ニーズ調査」という）に基づき、地方創生 SDGs 金融に取り組む地域金融機関の現状をみることにしよう。

ニーズ調査における地域金融機関アンケートの分析結果は以下のようである<sup>22</sup>。

(1) SDGs について知っている地域金融機関は 100%であり、そのうち SDGs や地方創生等に関連した融資商品を設けている地域金融機関は 79%である (p. 40)。また、地域金融機関の SDGs の認知度（内容まで知っているという回答）は 79%であるが、内容まで知っていると答えた地域金融機関のうち SDGs や地方創生に関連する融資商品を設けている地域金融機関は 88%である (p. 41)。

(2) 地域金融機関の規模が大きくなるにつれて SDGs や地方創生等の地域貢献活動に関連した融資を積極的に行っている傾向がみられる (p. 42)。

(3) 地域金融機関は SDGs や地方創生等の地域貢献活動に対応する商品を設けることにに対し、社会貢献につながる (90%)、PR につながる (60%)、長期的利益が得られる (48%) などのメリットを見出している (p. 43)。

(4) 融資以外の SDGs に関する取り組みとして、SDGs の周知・啓蒙 (58%)、SDGs 取り組みに資するビジネスコンサルティング (20%)、SDGs の取り組みに資する専門家の紹介 (6%) などを行っている (p. 43)。

(5) SDGs や地方創生に取り組む事業への融資における懸念点として、以下のような回答の割合が高い。SDGs や地方創生に関連する融資商品を設けている地域金融機関で、事業者に SDGs に関する理解や取り組みが浸透しているとはいえないと回答した割合は 82%、融資商品を設けていない地域金融機関のそれは 70%となっている。また、融資商品を設けている地域金融機関で、融資判断の仕方がわからないと回答した割合は 28%、融資商品を設けていない地域金融機関のそれは 42%となっている。これらの懸念への対応策として融資のガイドラインの提供が必要だと回答割合が高く、融資商品を設けている地域金融機関で 64%、融資商品を設けていな

21 この研究会は前出の「地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会」を改変したものである（蟹江 [2020] p. 170）。

22 本節の以下の記載は、ニーズ調査に掲載された「5. アンケート分析結果：地域金融機関」に基づいている。なお、この調査では、地域金融機関に対するアンケート調査（507 行にアンケートを送付し 279 行から回答。アンケート実施期間：2019 年 9 月 4 日～9 月 20 日）と地域金融機関、大手金融機関、地域財務事務所（1 機関）に対するインタビュー（実施期間：2019 年 8 月 29 日～9 月 6 日）が行われている (p. 37)。

い地域金融機関で 68%となっている (p. 44)。

(6)事業性評価において SDGs や ESG の取り組みなどの非財務情報を考慮している地域金融機関は 38%である。事業性評価に非財務情報を含めていない地域金融機関が、その理由としてあげているのは、評価の仕方がわからない (65%) である (p. 45)。しかし、地域金融機関が事業性評価において非財務情報を活用したいと思っている割合は、地域貢献活動に取り組む事業への融資商品ありの金融機関が 79%、なしの金融機関が 73%と高くなっている (p. 46)。

以上をまとめよう。地域金融機関自身は SDGs を比較的よく知っているが、地方創生や地域貢献活動に関連する融資商品を設けている地域金融機関となるとまだそれほど多いとはいえない。事業性評価において SDGs の取り組みなど非財務情報を考慮している金融機関は多いとはいえないが、非財務情報を活用したいと考えている金融機関は多い。また、地域金融機関は、融資以外での SDGs に関する取り組みとしては、SDGs の周知・啓蒙のための活動や SDGs の取り組みに関するコンサルティングを行っている。これは事業者に SDGs に関する理解や取り組みが浸透しているとはいえない現状を反映したものである。

## 7. 地方創生 SDGs 金融における地域金融機関の課題

筆者は、地域金融機関の存在意義は、金融仲介機能を発揮して地域の中小企業や個人などのお客様や地域社会が抱える課題の解決に貢献することであり、それによって企業価値の向上、地方創生や持続可能な地域社会の実現に貢献し続けることであると考えている。ここでいう金融仲介機能は、ファイナンスの側面だけではなく、コンサルティング機能の発揮などさまざまな支援活動を含むものである。

第 4 節でみた地域金融機関が地方創生 SDGs 金融において求められている役割を果たすこと、そして第 5 節でみた地域金融機関が金融庁から求められている共通価値の創造に向けた取り組みを推進することは、地域金融機関がその存在意義を地域のステークホルダーに対して示すまたとないチャンスであるといえる。地域金融機関は、これらに積極的に取り組み、成功事例を積み上げていくことによって、その地域においてなくてはならない存在となることができ、存続し続けることができるのである。

第 6 節から地域金融機関の課題をまとめれば次のようになる。まず、まだ SDGs に関する理解や取り組みが浸透していない事業者に対し SDGs の周知・啓蒙や SDGs に取り組むための対話やコンサルティングを行うことである。次に、事業者との対話やコンサルティングを通じて得た SDGs (や ESG) に関する非財務情報に基づいて事業性評価を行い、それをさらにファイナンスや本業支援のコンサルティングに活用していくことである。このような取り組みを進めていくために重要なのは、地域金融機関が人材を育成すること、必要に応じて外部の専門家と連携することを含め体制を整えることである。

人材育成や外部の専門家との連携を含む体制づくりが進めば、地域金融機関による事業者等へ

のSDGsの周知・啓蒙が進み、地域でSDGsの達成に向けた事業活動やソーシャルビジネス等が活発化する。そして、SDGsに取り組む事業者等に対して地域金融機関が事業性評価に基づくファイナンスやアドバイスを提供することによって、新事業の創造、既存事業の維持・拡大、イノベーション、さらには地域の課題解決等に貢献できれば、事業者の企業価値の向上、地方創生や持続可能な地域社会の実現につながっていく。これは地域金融機関が自律的好循環の形成に貢献することである。また、このような自律的好循環が形成される中で地域金融機関の経営の健全性も確保されることから、共通価値の創造が可能となる。

さらにもう1つ、筆者が地域金融機関の課題だと考える点を指摘して本稿を結ぶ。近年、「SDGs宣言」を公表する地域金融機関が増えている。これは、地域金融機関の経営理念とSDGsの理念が一致することから、持続可能な地域社会の実現に努め、SDGsに取り組むことを地域金融機関が宣言したものである。宣言をした地域金融機関は、SDGsの17目標の中のどの目標項目の達成に向けて、具体的にどのような取り組みを実施しているのかを公表している。また、あわせて、これからどのような取り組みを実施しようとしているのかを公表している金融機関もある。地域金融機関が自らの取り組みをSDGsの17目標に紐づけて公表するのはよいが、それだけでは不十分だと筆者は考える。なぜなら、SDGsの17目標の抽象度が高いからであり、地域金融機関がどのようにしてSDGs目標を達成しようとしているのかが分かりにくいからである。たとえば、前掲の図1のアイコンでは「働きがいも経済成長も」と示されている目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」の達成に貢献するために〇〇や などの取り組みを行っているといわれても分かりにくい。

そこで、筆者は、地域金融機関のある具体的な取り組みが169のターゲットのどれに対応するものであるのか、複数のターゲットに当てはまるのであればどれとどれに対応するものであるのかを明示したうえで、結果的にどの目標の達成に貢献しているのか示すことが必要だと考える。たとえば、〇〇や などの取り組みはターゲット8.3「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する」ために行っており、その結果、目標8の達成に貢献しているとした方が地域金融機関のSDGsに対する姿勢、つまり具体的にどのようにしてSDGsに貢献しているのか、またこれから貢献しようとしているのかを明確にできると考えるからである。

地域金融機関が地域において生き残っていくには、地域の事業者等によって「選ばれる金融機関」でなければならない。複数の金融機関が地域に存在する中で、取引先金融機関として選ばれるためには、地域金融機関はSDGs（やESG）への貢献を経営戦略に組み込んで実践するとともに、自らの取り組み内容や活動実績を地域社会のステークホルダーに対して分かりやすく伝える（＝「見える化」する）努力を怠ってはならないのである。

参考文献 (URL 最終閲覧日: 2020 年 11 月 13 日)

- 赤川彰彦 [2020] 『地方創生 × SDGs × ESG 投資 市場規模から見た実践戦略で甦る地方自治体と日本』 学陽書房。
- 足達英一郎・村上芽・橋爪麻紀子 [2018] 『ビジネスパーソンのための SDGs の教科書』 日経 BP。
- 遠藤健太郎 [2020] 『「SDGs 未来都市」などの地方創生 SDGs の推進について』 『月刊 J-LIS』 August 2020, pp. 28-32.
- 閣議決定 [2014] 「まち・ひと・しごと創生本部の設置について」。  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/konkyo\\_sankou2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/konkyo_sankou2.pdf)
- 閣議決定 [2016a] 「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部の設置について」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai1/sankou1.pdf>
- 閣議決定 [2016b] 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2016 改訂版)」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h28-12-22-sougousenryaku2016hontai.pdf>
- 閣議決定 [2017a] 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h29-06-09-kihonhousin2017hontai.pdf>
- 閣議決定 [2017b] 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2017 改訂版)」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h29-12-22-sougousenryaku2017hontai.pdf>
- 閣議決定 [2018] 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h30-06-15-kihonhousin2018hontai.pdf>
- 閣議決定 [2019a] 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r01-06-21-kihonhousin2019hontai.pdf>
- 閣議決定 [2019b] 「第 2 期 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r1-12-20-senryaku.pdf>
- 閣議決定 [2020] 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r02-07-17-kihonhousin2020hontai.pdf>
- 蟹江憲史 [2020] 『SDGs (持続可能な開発目標)』 中公新書。
- 環境省 ESG 金融懇談会 [2018] 「ESG 金融懇談会 提言 ~ ESG 金融大国を目指して ~」。  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/109653.pdf>
- 金融庁 [2018a] 「金融行政と SDGs」 (2018 年 6 月)。  
<https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAstrategyforSDGs.pdf>
- 金融庁 [2018b] 「金融行政と SDGs」 (2018 年 12 月)。  
[https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FsaStrategyforSDGs\\_rev.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FsaStrategyforSDGs_rev.pdf)
- 金融庁 [2020a] 「金融行政と SDGs」 (2020 年 1 月)。  
[https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAstrategyforSDGs\\_rev2.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAstrategyforSDGs_rev2.pdf)
- 金融庁 [2020b] 「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点 (コア・イシュー) ~ 『形式』から『実質』への変革~」。  
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200331/02.pdf>
- 慶応義塾大学 SFC 研究所 × SDG ・ラボ編 [2019] 『SDGs 白書 2019』 インプレス R&D。
- 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2016] 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf>
- 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2017] 「SDGs アクションプラン 2018 ~ 2019 年に日本の『SDGs モデル』の発信を目指して~」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2018.pdf>
- 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2018a] 「拡大版 SDGs アクションプラン 2018 ~ 2019 年に日本の『SDGs モデル』の発信を目指して~」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai5/siryou1.pdf>
- 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2018b] 「SDGs アクションプラン 2019 ~ 2019 年に日本の『SDGs モデル』の発信を目指して~」。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2019.pdf>

持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2019a] 「拡大版 SDGs アクションプラン 2019 ~ 2019 年に日本がリーダーシップを発揮する SDGs 主要課題 ~」.

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai7/siryou1.pdf>

持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2019b] 「SDGs 実施指針改訂版」.

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi\\_shishin\\_r011220.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r011220.pdf)

持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2019c] 「SDGs アクションプラン 2020 ~ 2030 年の目標達成に向けた『行動の 10 年』の始まり ~」.

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/actionplan2020.pdf>

全国銀行協会・金融調査研究会 [2019] 「SDGs に金融はどう向き合うか」.

[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news310329\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news310329_1.pdf)

地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会 [2019] 「地方創生に向けた SDGs 金融の推進のための基本的な考え方」.

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs\\_kinyu\\_basic\\_way\\_of\\_thinking.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_kinyu_basic_way_of_thinking.pdf)

地方創生 SDGs 金融調査・研究会 [2019] 「地方創生 SDGs 金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて【参考資料：ニーズ調査結果】」.

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs\\_finance\\_report\\_survey.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_report_survey.pdf)

内閣府地方創生推進室 [2020] 「地方創生に向けた SDGs の推進について」 2020 年 9 月.

[https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs\\_bk.pdf](https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf)

中村中 [2020] 『地域が活性化する地方創生 SDGs 戦略と銀行のビジネスモデル』 ビジネス教育出版社.

日本銀行金融機構局金融高度化センター [2020] 「SDGs / ESG 金融に関する金融機関の取り組み ~ SDGs / ESG 金融に関するワークショップ (2019 年 6 月開催) の模様 ~」.

[https://www.boj.or.jp/finsys/c\\_aft/data/aft200205a1.pdf](https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/data/aft200205a1.pdf)

村上周三 [2019] 「地方創生 SDGs と自治体の活性化」 『ECPR : Ehime Center for Policy Research』 2019 (2), pp. 3-12.

<http://www.ecpr.or.jp/pdf/ecpr44/p03-12.pdf>